

# 令和5年度 いじめ防止基本方針 大田市立第一中学校

## 1 基本方針

### ○ ねらい

いじめ問題に対する生徒・職員の理解を深め、生徒と職員が一体となって、いじめを「しない・させない・見逃さない」ことを合い言葉として、「生徒が孤立せず仲間とつながって生きるよさ」を体感させるとともに、心が通う人間関係の中で中学校生活をつくりあげる。

### ○ いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法における“いじめの定義”より》

### ○ いじめに対する認識

いじめは人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることであり、大人には見えにくい、見つけにくい傾向がある。そのため、日々の学校生活の中で生徒理解や生徒観察、よりよい人間関係やよりよい集団づくり、わかる授業づくりを推進しながらいじめ防止に努めなければならない。いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やそれを報告した生徒の安全を確保し、いじめられた生徒の立場に立って、適切な対応を迅速にとらなければならない。

### ○ 主な取組

- ① 安全、安心な学校、学級づくりを進める。
- ② 生徒一人一人の自尊感情を育成するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ③ わかる授業づくり、すべての生徒が参加・活躍できる授業ができるように工夫する。
- ④ いじめを積極的に認知し、迅速かつ適切に対処する。
- ⑤ いじめには組織的に対処し、解消に向けて家庭、地域、関係機関と連携して取り組む。
- ⑥ いじめに関する職員研修を実施し、職員の意識向上を進める。

## 2 未然防止の取組

- 個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育をとおしてかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。
- 学校における教育活動全般において、活動内容に応じてペアリングやグルーピングを工夫し、ソーシャルスキルトレーニング等によりコミュニケーション力を育てる。
- わかる授業、どの生徒も主体的に取り組み、自己有用感が感じられる授業、人権を通じた授業を進める。

- 5月・11月にアンケートQUを実施し、学年部ごとに学級の実態を共有するとともに、対策を講じ、検証を行う(PDCA)。また、職員全体の資質向上のために1学期中に職員研修を行う。
- 学校行事等や生徒会活動、清掃班、部活動も含め、縦割り集団での活動を意図的につくるなどの工夫を行う。
- インターネット等を通じたトラブルによって心理的ダメージを受ける生徒も少なくない。特に SNS については、生徒・保護者・職員すべてに研修の機会をつくる。
- 「いじめ防止対策推進法」「ネットモラル」「アンケートQU」に関する研修を年間1回は実施し、職員の資質向上を図る。
- 大田市立第一中学校いじめ防止対策委員会を組織し、委員会を定期的(年2回)に開催する。また、学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCA サイクルの確立)を推進する。

大田市立第一中学校いじめ防止対策委員会 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒支援推進者、人権・同和教育主任、  
養護教諭、学年主任、事務リーダー

(SC、SSW、学校支援本部事業コーディネーター、PTA 会長、主任児童委員代表者)

※SC、SSW、学校支援本部事業コーディネーター、PTA 会長、主任児童委員代表者、主任児童委員代表者については、必要に応じて出席を依頼する。

- 各学期末・長期休業中に学期中の取組を検証し次学期の取組を考え、長期休業中に職員会議や学年会議等で情報共有をする。また、年度当初には本校の「学校いじめ防止基本方針」を職員全体で確認する。

### 3 早期発見のための取組

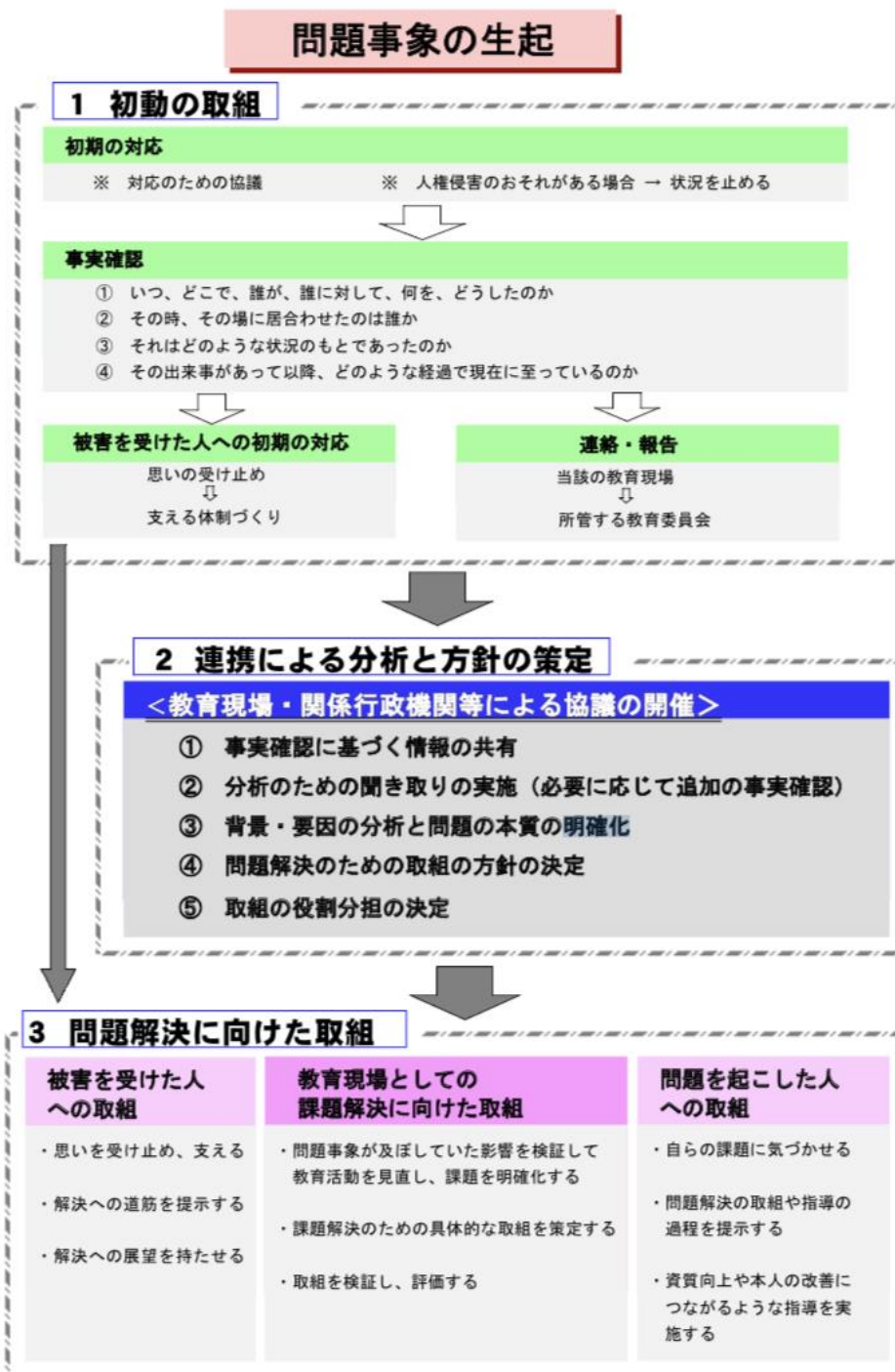
- 生徒指導部会を実施し、生徒のようすや校内での問題点等について情報交換をし、早期対応ができるようにする。
- いじめに関する無記名のアンケート調査は每学期必ず行う。アンケートの結果は学年、場合によっては全職員で共有し、学校全体で実態の把握に努め、改善に取り組む。
- 教育相談は各学期に1度は行い(期末テスト部活動停止期間)、いじめに関するアンケートとは別に「教育相談事前アンケート」を実施し、相談に生かす。その際、担任だけではなく生徒と関わりのある職員を生徒が選べるなど、工夫をする。場合によっては SC による教育相談も実施する。
- アンケート QU で「要支援群」の生徒については、個別の支援計画を立て、関係する職員で情報共有をするとともに組織的に指導していく。
- 「きずなノートなど(連絡帳)」を活用し、生徒の小さな変化を見逃さないよう、丁寧な指導を心がける。
- 日々の生徒の様子を全職員が把握するために、「生徒指導日報」を活用する。また、管理職・生徒指導主事をはじめとし、学年主任、学年部生徒指導担当者、その他生徒に関わる職員が連動して学級担任をサポートする体制をつくる。

#### 4 いじめ発生時の対処

##### (1) 校内体制

いじめの大小にかかわらず、大田市立第一中学校いじめ防止対策委員会を中心としていじめに対応する。また、教育委員会をはじめとする外部の関係機関との連携を図り、被害生徒とその保護者の理解を得ながら迅速に対応する。

##### (2) 対処の手順



島根県教育委員会 「問題事象から学ぶために〈学校教育編〉」より

### (3)再発防止に向けた取組

再発防止を図るためにいじめられた生徒への支援、いじめた生徒への指導、保護者への助言等を継続的に行うための校内組織を立ち上げる。また、いじめられた生徒には安心して教育を受けられる措置、いじめられた生徒とその保護者、いじめた生徒とその保護者間の争いが起こることのないよう必要な措置をとる。

## 5 重大事態発生時の対処

### (1)重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

### (2)学校が主体となって調査する場合の校内体制

#### ○組織

大田市立第一中学校いじめ防止対策委員会と学識経験者、弁護士、警察経験者等で構成する。

#### ○役割

質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。また、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、必要な指導及び支援を実施する。